

日本語教育機関卒業後の就職活動期間の延長

(令和3年9月27日 出入国在留管理庁通知 入管庁管第3866号)

規制改革の内容

特例措置前

海外の大学等を卒業後に来日した留学生が、日本語教育機関卒業後に就職活動を継続するための在留資格がない。

特例措置

一定の要件の下、海外大学等を卒業した留学生が日本語教育機関卒業後も就職活動の継続を希望する場合に、就職活動継続のための在留資格を最大1年間認める

効果

海外の大学・大学院を卒業した優秀な留学生の受入れ促進，地域の国際競争力の強化

規制改革の概要

海外の高校卒業

日本留学



日本の日本語教育機関



日本の大学又は大学院

卒業後、就職活動継続のための在留資格（特定活動）が付与される

就職活動延長
(最大1年※)

※地方自治体実施の就職支援事業に参加する場合は 最大2年

日本企業就職

海外



海外の大学又は大学院

日本留学



日本の日本語教育機関

卒業後、就職活動継続のための在留資格がない。
(帰国または留学を継続)

規制改革の内容

一定の要件の下、就職活動継続を認める

⇒優秀な外国人材の日本企業就職の促進

